

予算決算審査制度検討特別委員会 委員長報告（概要）

地方分権時代における議会の役割と責務は増し、「市民に開かれた議会」を目指して、積極的かつ継続的な議会改革・議会活性化に取り組んできました。

このような中、予算決算審査の改革の発端は、予算を各常任委員会に分割付託しているのは、議案一体の原則から問題ではないかという意識からでした。行政実例では、「予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二つ以上の委員会で分割審査すべきものではない」として、分割付託を認めていませんでした。

掛川市議会は、議会改革の先進地として、これまでの審査方法を見直し、令和4年度から予算と決算を総合的に審査する新たな手法を取り入れるため、令和3年5月、本特別委員会を設置しました。

予算と決算を総合的に審査する新たな手法について議論を重ねた結果、これまで以上に監査の意見を活用するなど、審査の充実を図るとともに、詳細な審査を行うために分科会を設置し、論点整理を行った上で、議長を除く全議員（20人）で審査にあたることとしました。本特別委員会の協議結果を踏まえ、令和4年2月定例会において、掛川市議会委員会条例を一部改正し、予算決算常任委員会を設置する運びとなりました。

委員長 草賀章吉

